

事務連絡  
令和5年3月31日

各都道府県  
人事担当課、市町村担当課、区政課  
各指定都市 人事担当課  
各人事委員会事務局

} 御中

総務省自治行政局公務員部公務員課

民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を  
当該民間企業等に在籍したまま採用する際の留意事項について

今般、第56回国家戦略特別区域諮問会議（令和4年12月22日）において、「国家戦略特区において取り組む規制改革事項等について」がとりまとめられ、「民間企業等との雇用関係を継続したまま地方公共団体へ出向することが可能であること（中略）を周知するため、2022年度中に所要の措置を講ずる」とされたところです。これを踏まえ、人員確保の一つの手法である、民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用することに関連し、以下のとおりその考え方を通知します。

各地方公共団体におかれては、これらの点にも留意しつつ、円滑な人的資源の確保に努めていただきますようお願いいたします。

なお、民間企業等と協定等を行う際には、当該従業員の身分取扱い等について、十分に協議を行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市区町村等」という。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、市区町村等に対して本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

記

民間企業等との協定等により地方公共団体が民間企業等の従業員を当該民間企業等に在籍したまま採用する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「法」という。）に基づく採用等が一般的には想定されることであること。

法に基づき、民間企業等に在籍する従業員を採用する場合であって、民間企業等から給与その他の報酬を受ける場合等であっても、営利企業等への従事に係る任命権者の許可（地方公務員法第38条）を受ければ、民間企業等の従業員としての身分を保持したまま、

地方公共団体の職員としての身分を併有させることが可能であること。

当該許可を行う際の確認事項は、①職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、②相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公平を妨げるおそれがないこと、③職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと等であること。

法に基づき採用された職員（2月以内の期間を定めて使用される者であって、当該定められた期間を超えて使用されることが見込まれない者を除く。）に対する社会保険制度の適用については、原則として、地方公務員等共済組合法に規定する短期給付及び長期給付（法第5条第1項又は第2項の規定により採用され、かつ地方公務員等共済組合法施行令第2条第6号又は第7号の規定に該当する者にあつては短期給付のみ。）を行うものであること。

また、法に基づき採用された職員（法第5条の規定により採用された任期付短時間勤務職員を含む。）に対する公務災害補償制度の適用については、地方公務員災害補償法が適用されるものであり、任命権者の支配管理下にある状況で災害が発生し、公務と災害との間に相当因果関係がある場合において、同法に基づく補償を行うものであること（地方公務員災害補償法第2条第1項第1号及び地方公務員災害補償法施行令第1条第1項第1号）。

なお、以上の考え方については、従来の地方公務員制度に係る取扱いを変えるものではない旨を申し添える。

以上

**【連絡先】** 総務省自治行政局公務員部公務員課  
電 話：03-5253-5542（直通）